

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 ミニカバくん普通共済約款（以下「本約款」といいます。）は、一般社団法人まごころ共済会（以下「本会」といいます。）が行う「自動車事故臨時費用の補償を目的とする1年間補償の共済」（以下「本共済」といいます。）の「ミニカバくん7万円コース」、「ミニカバくん10万円コース」および「ミニカバくん15万円コース」（以下「本共済契約」といいます。）の契約内容とすることを目的とします。

### (共済契約者)

第2条 本共済契約の共済契約者は、本会と本共済契約を締結し、同契約上の所定の権利および義務を有し、同権利および同義務を行使または履行できる方で、かつ、本会が定める条件を満たし、加入申込書類（以下「申込書」といいます。）の「契約者」欄に記載の方とします。

### (被共済者の範囲)

第3条 本共済契約の被共済者は、次の各号の全てに該当し、本会が審査の上、被共済者として認めた方とします。

- (1) 本共済契約の被共済者となることに同意している方
- (2) 加入申込日において、有効な運転免許証を有している方

### (被共済自動車の適用範囲)

第4条 本共済契約の対象となる自動車（以下「被共済自動車」といいます。）は次の各号の全てに該当する場合に適用されます。

- (1) 加入申込日において、被共済者が所有し（※1）、かつ、有効な自動車検査証の交付を受けている被共済自動車であること。
  - (2) 用途・車種が、次のいずれかに該当する被共済自動車であること。
    - ① 自家用普通自動車 ② 自家用小型自動車 ③ 自家用軽四輪乗用車 ④ 自家用軽四輪貨物車
    - ⑤ 自家用小型貨物車 ⑥ 自家用普通貨物車（最大積載量 0.5トン以下）
    - ⑦ 自家用普通貨物車（最大積載量 0.5トン超2トン以下） ⑧ 特殊用途自動車（キャンピング車）
- （※1）所有権留保付売買契約による購入、および1年以上を期間とする賃貸契約による借入を含みます。

### (補償の種類)

第5条 本共済契約における補償の対象は、被共済自動車1台ごととし、補償の種類は、次の各号のいずれかに該当する加入コースとします。

- (1) ミニカバくん7万円コース
- (2) ミニカバくん10万円コース
- (3) ミニカバくん15万円コース

### (補償の範囲・共済金を支払う場合)

第6条 本会は、日本国内における被共済自動車の所有、使用または管理に起因する対人事故（※1）または相手自動車（※2）との対物事故（※3）（以下「事故」といいます。）により、被共済者が法律上の損害賠償責任（※4）を負担することによって臨時に必要とする費用を損害として、本約款の規定に従い、自動車事故臨時費用共済金（以下「共済金」といいます。）を支払います。

2. 1回の事故（※5）につき本会の支払う1共済期間中の共済金の額は、次表のとおりとします。

事故回数（※6）による 支払い区分	共済金の額	1共済期間中の事故回数限度
(1) 1回目事故の場合	共済証書記載の加入コースの共済金額の全額	加入コースにかかわらず、1共済期間
(2) 2回目事故の場合	共済証書記載の加入コースの共済金額の半額	につき2回を限度とします。

3. 第2項に規定する1共済期間中の事故回数限度に到達した場合、本共済契約は、その共済金支払いの原因となった損害の発生した時に終了します。

（※1）被共済自動車の所有、使用または管理に起因して他人を死傷（※7）させたことをいいます。

（※2）所有者が被共済自動車の所有者と異なる自動車をいいます。（※3）被共済自動車の所有、使用または管理に起因して他人の財物を損壊（※8）させたことをいいます。（※4）自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）、民法（明治29年法律第89号）等法律に基づく損害賠償責任をいいます。

（※5）対人事故もしくは対物事故または対人対物重複事故にかかわらず、同一の原因に起因して生じた一連の事故をいいます。（※6）対人事故と対物事故が複数重なり発生した場合であっても、1回の事故に該当するときは、本事故の回数を1回に数えるものとします。（※7）人の生命または身体を害することをいいます。なお、身体に対する侵害を伴わない「驚愕」等の精神的障害は含みません。（※8）滅失（財物がその物理的存在を失うことをいいます。）、破損（財物が壊れることをいいます。）、または汚損（財物が汚れたことによりその客観的な経済的価値が減じられることをいいます。）をいいます。以下同様とします。

### (補償の範囲・共済金を支払わない場合)

第7条 本共済は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

(1)	次のいずれかに該当する者の故意・自殺行為・犯罪行為または法令違反。ただし、④に定める者については、被共済者または共済金を受け取るべき者に共済金を取得させる目的であった場合に限り、④に定める者については、 <ol style="list-style-type: none"><li>① 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者</li><li>② ①に定める者の法定代理人</li><li>③ ①に定める者の業務に従事中の使用人</li><li>④ ①に定める者の父母、配偶者（※1）または子</li></ol>
(2)	第1号のいずれかに該当する者が、次のいずれかに該当する場合 <ol style="list-style-type: none"><li>① 法令に定められた運転資格を持たないで被共済自動車を運転している場合</li><li>② 道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する</li></ol>

	状態で被共済自動車を運転している場合 ③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転している場合
(3)	対人事故の場合において、次のいずれかに該当する者の生命または身体が害された事故 ① 被共済者本人                      ② ①に定める者の父母、配偶者（※1）または子 ③ ①に定める者の業務に従事中の使用人
(4)	対物事故の場合において、次のいずれかに該当する者の所有、使用または管理する財物が損壊された事故 ① 被共済者本人                      ② ①に定める者の父母、配偶者（※1）または子
(5)	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動に起因する事故
(6)	地震もしくは噴火またはこれらによる津波に起因する事故
(7)	台風、洪水または高潮に起因する事故
(8)	核燃料もしくは核燃料物質の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
(9)	被共済自動車を競技または曲技もしくは試験の為に使用したことに起因する事故
(10)	ドアの開閉に起因する駐・停車中の隣の車への接触事故
(11)	対物事故の場合において、相手自動車を確認できない事故（当て逃げ事故などをいいます。）

（※1）婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

#### （共済責任の始期及び終期）

第8条 本会の共済責任は、共済期間（※1）開始日の午後4時（※2）に始まり、共済期間満了日の午後4時に終わります。ただし、本会所定の申込書その他の必要書類の全てが共済期間開始日の前日（以下「申込締切日」といいます。）までに受け付けられ、かつ、本会がその加入を承諾した場合に限ります。

2. 共済期間が始まった後でも、所定の共済掛金（※3）が第25条（共済掛金の払込）の規定により振替不能となった場合は、本会は、共済期間開始日から共済掛金領収までの間に発生した共済金の支払事由による損害に対しては、共済金を支払いません。

3. 本共済契約が発効した場合は、本会の定める共済加入証書を共済契約者あてに発行して、本共済契約の加入承諾の通知に代えるものとします。

（※1）共済証書記載の共済期間をいいます。以下同様とします。

（※2）新規契約の場合において、申込書に契約締結時の時刻が記載されているときは、その時刻とします。

（※3）共済契約者が本共済契約に基づいて本会に払い込むべき金銭であって、【別表1】の定めによります。以下同様とします。

#### （更新）

第9条 共済契約者から共済期間満了日の1か月前の応当日までに、本会に本共済契約を更新しない旨の通知がなく、かつ、本会が本共済契約の更新を承諾した場合は、第25条（共済掛金の払込）第2項第2号に定める更新時の共済掛金の払込みを条件として、本共済契約は、共済期間満了日を更新日（以下「更新」といいます。）として更新されるものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、更新できないものとします。

(1) 共済契約者が第2条（共済契約者）の規定に合致しないとき。

(2) 被共済者が第3条（被共済者の範囲）の規定に合致しないとき。

#### （更新時における共済掛金の増額、共済金額の減額または更新の停止）

第10条 本会は、本会の収支に著しく影響を及ぼす事態が発生した場合は、本会の定めるところにより、本共済契約が第9条（更新）の規定により更新されたときにおいて、共済掛金の増額または共済金額の減額を行うことがあります。

2. 本会は、本共済が不採算となり、更新契約の引受けが困難となった場合には、本共済契約の更新を行わないことがあります。

3. 本会は、第1項及び第2項の適用を行う場合は、共済期間満了日の60日前までに共済契約者にその旨を通知します。

#### （共済契約の申込みの取消）

第11条 共済契約者は、すでに申込みをした共済契約について、共済期間開始日の前日（「取消申請締切日」といいます。）までの間であれば、本共済契約を取消することができるものとします。

2. 第1項の規定により共済契約者が共済契約の取消しを請求する場合には、本会の要求する書類によって本会の承認を得なければなりません。

## 第2章 一般条項

### 第1節 契約者または被共済者の義務

#### （告知義務）

第12条 共済契約者または被共済者になる者は、本共済契約の加入申込み申請（以下「共済契約締結」といいます。）の際、危険に関する重要な事項のうち、本会所定の書面の記載事項とすることによって本会が告知を求めたもの（以下「告知事項」といいます。）について、本会に事実を正確に告げなければならないものとします。

### (告知義務違反による解除)

第13条 本会は、共済契約締結の際、共済契約者または被共済者が、第12条(告知義務)に規定する告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、共済契約者に対する書面による通知をもって、本共済契約を解除することができるものとします。

2. 第1項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は適用しません。

(1) 第1項に規定する事実がなくなった場合

(2) 本会が共済契約締結の際、第1項に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(※1)

(3) 共済契約者または被共済者が、本会が共済金を支払うべき損害が発生する前に、告知事項につき、書面をもって訂正を申し出て、本会がこれを承認した場合。なお、訂正の申出を受けた場合において、その訂正が申し出た事実が、共済契約締結の際に本会に告げられていたとしても、本会が共済契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

(4) 本会が、第1項の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または共済契約締結時から5年を経過した場合

3. 第1項の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第22条(共済契約の解除及び解約の効力)の規定にかかわらず、本会は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、本会は、その返還を請求することができます。

4. 第3項の規定は、第1項に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。

(※1) 本会のために共済契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

### (通知義務)

第14条 本共済契約締結後、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合には、共済契約者または被共済者は、遅滞なくその旨を本会に書面にて通知し、その承認を得なければならないものとします。ただし、その事実が無くなった場合には、本会への通知は必要ありません。

(1) 被保険自動車の用途・車種を変更したこと。

(2) 共済契約者の住所を変更したこと。

(3) 第1号および第2号のほか、告知事項の内容に変更が生じさせる事実(※1)が発生したこと。

(※1) 告知事項のうち、共済契約締結の際の申込書等において、本会の適用がある事項として定めたものに関する事実に限るものとします。

### (通知義務違反による解除)

第15条 第14条(通知義務)に定める事実の発生(以下本条において「事実の発生」といいます。)によって危険増加(※1)が生じた場合において、共済契約者または被共済者が、故意または重大な過失によって遅滞なく第14条(通知義務)の定めによる通知をしなかったときは、本会は、共済契約者に対する書面による通知をもって、本共済契約を解除することができます。

2. 第1項の規定は、本会が、第1項の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加(※1)が生じた時から5年を経過した場合は適用しません。

3. 第1項の解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第22条(共済契約の解除および解約の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加(※1)が生じた時から解除がなされた時まで発生した損害に対しては、本会は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、本会はその返還を請求することができます。

4. 第3項の規定は、その危険増加(※1)をもたらした事由に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。

5. 第1項の規定にかかわらず、事実の発生によって危険増加(※1)が生じ、本共済契約の引受範囲(※2)を超えることとなった場合は、本会は、共済契約者に対する書面による通知をもって、本共済契約を解除することができます。

6. 第5項の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第22条(共済契約の解除および解約の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加(※1)が生じた時から解除がなされた時まで発生した損害に対しては、本会は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、本会は、その返還を請求することができます。

(※1) 告知事項についての危険(※3)が高くなり、本共済契約で定められている共済掛金はその危険を計算の基礎として算出される共済掛金に不足する状態になることをいいます。

(※2) 共済掛金を増額することにより共済契約を継続することができる範囲として共済契約締結の際に本会が交付する書面等において定めたものをいいます。

(※3) 損害の発生の可能性をいいます。

### (共済契約の無効)

第16条 共済契約者が、共済金を不法に取得する目的または第三者に共済金を不法に取得させる目的をもって締結した共済契約は無効とします。

2. 第1項の規定により無効となる場合において、既に共済金を支払っていたときは、本会は、その返還を請求することができます。

### (共済契約の失効)

第17条 共済契約締結の後、次の各号のいずれかに該当する場合は、その事実が発生した時に本共済契約は効力を失います。

(1) 被共済者が死亡した場合。

(2) 本約款に適用される被共済自動車が減失した場合。ただし、第6条（補償の範囲・共済金を支払う場合）第3項の規定により本共済契約が終了した時を除きます。

#### （共済契約の取消）

第18条 共済契約者または被共済者の詐欺または脅迫によって、本会が本共済契約を締結した場合は、本会は、共済契約者に対する書面による通知をもって、本共済契約を取り消すことができます。

2. 損害が発生した後に第1項の規定による取消しが行われた場合において、既に共済金を支払っていたときは、本会は、その返還を請求することができます。

#### （共済契約者による共済契約の解約）

第19条 共済契約者は、本会に対する書面による通知をもって、本共済契約を解約することができます。

#### （重大事由による解除）

第20条 本会は、次の各号のいずれかに該当する事由がある場合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、本共済契約を解除することができます。

(1) 共済契約者または被共済者が、本会に本共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

(2) 被共済者が、本共済契約に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

(3) 共済契約者または被共済者が、次のいずれかに該当すること。

①反社会的勢力（※1）に該当すると認められること。

②反社会的勢力（※1）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

③反社会的勢力（※1）を不当に利用していると認められること。

④法人である場合において、反社会的勢力（※1）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

⑤その反社会的勢力（※1）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(4) 第1号から第3号までに掲げるもののほか、共済契約者または被共済者が、第1号から第3号までの事由がある場合と同程度に本会のこれらの者に対する信頼を損ない、本共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

2. 第1項の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第22条（共済契約の解除および解約の効力）の規定にかかわらず、第1項の第1号から第4号までの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、本会は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、本会は、その返還を請求することができます。

3. 共済契約者が第1項の第3号①から⑤までのいずれかに該当することにより第1項の規定による解除がなされた場合には、第2項の規定は、第1項の第3号①から⑤までのいずれにも該当しない被共済者に生じた損害については適用しません。

（※1）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

#### （共済契約の解約）

第21条 共済契約者は、本会に対する書面による通知をもって、本共済契約を解約することができます。

#### （共済契約の解約・解除の効力）

第22条 本共済契約の解除および解約は、将来に向かってのみその効力を生じます。

#### （事故発生時の協力義務）

第23条 共済契約者または被共済者が、共済金の支払事由が生じたときに本会の認める正当な理由がなく、当該事由の調査または調査に必要な書類の提出および報告を拒んだり、妨げたりまたは改ざんした場合には、本会は、それによって本会が被った損害の額を差し引いて共済金を支払うものとします。

## 第2節 契約条項

#### （重複加入の禁止）

第24条 同一の自動車に、共済期間を重複して加入すること（以下「重複加入」といいます。）はできません。

2. 第1項の規定に違反して重複加入があった場合には、当該重複加入契約の内、共済契約者が有効とする旨の意思表示をした1つの共済契約のみを有効とし、他の共済契約については全て無効とするものとします。

3. 共済金を支払った後に重複加入の事実が判明したときには、本会が指定する共済契約のみを有効とし、共済契約者が表示した意思の内容にかかわらず、他の重複加入した共済契約については全てこれを無効として当該無効とされた共済契約に対しすでに支払われた共済金については、本会は、その全額を返還請求できるものとします。

#### （共済掛金の払込）

第25条 本共済契約の共済掛金の払込方法は、年払い（一括払い）とし、共済契約者は、本会の定める年額共済掛金（以下「年額共済掛金」といいます。）を第26条（共済掛金の払込方法〈経路〉）に定める払込方法により第2項に定める払込日（以下「振替日」といいます。）に本会に払い込むこととします。

2. 第1項の規定に従い、次の各号に定める日を共済掛金の振替日とします。

(1) 本会所定の申込書その他の必要書類の全てが申込締切日までに受け付けられ、かつ、本会がその加入を承諾し

た場合には、年額共済掛金の振替日は、申込締切日の属する月の翌月27日とします。

(2) 第9条(更新)に定める更新契約(※1)における共済掛金の振替日は、更新前契約の共済期間満了日の属する月の翌月27日とします。

3. 第2項規定による振替が不能となった場合、本会は翌々月27日に再度振替請求を行います。そこで再度振替不能となった場合は、本会は本共済契約を解除します。

(※1) 本共済契約が継続される場合における更新後の契約をいいます。

#### (共済掛金の払込方法(経路))

第26条 共済契約者は、本会が特に認めた場合を除き、本会が指定した金融機関等の口座振替により本会に払い込む方法(以下「口座振替払込」といいます。)のみとします。

#### (共済掛金払込口座の変更)

第27条 共済契約者は、本会の承認を得て、第26条(共済掛金の払込方法(経路))に定める共済掛金の払込方法に基づく共済契約者の指定する共済掛金の振替口座の変更(以下「口座変更」といいます。)を行うことができます。

2. 共済契約者が第1項の口座変更を行う場合には、新たな口座振替依頼書を共済契約内容変更日の前日までに本会に提出しなければなりません。

3. 第2項の変更が本会で受け付けられ、かつ、承認された場合には、第25条(共済掛金の払込)に定める振替日より新たに口座変更された指定口座からの共済掛金の振替を行います。

#### (共済掛金の返還)

第28条 本会は、次のいずれかの事由が生じた場合の年額共済掛金の返還については、下表のとおりとします。

共済契約に生じた自由	年額共済掛金の返還および返還共済掛金
(1) 第16条(共済契約の無効)による無効	年額共済掛金を返還しません。
(2) 第18条(共済契約の取消)による取消	
(3) 第6条(補償の範囲・共済金を支払う場合)第3項による終了	
(4) 第13条(告知義務違反による解除)、 第15条(通知義務違反による解除) または第20条(重大事由による解除)による解除	次の算式により算出した額を返還します。 解除日、解約日または失効日における共済契約内容に基づき、年額共済掛金を12で割った1か月分の掛金×(12か月-既経過月数(※1)) (※1) 共済期間開始日から解約日までの既経過月数とします。なお、1か月に満たない場合は、切り上げて1か月とし、既経過月数に加算します。
(5) 第21条(共済契約の解約)による解約	
(6) 第17条(共済契約の失効)による失効	

#### (共済契約者の変更)

第29条 共済契約者が第2条(共済契約者)に定める資格の要件を欠くにいたった場合は、被共済者および本会の書面による同意を得て、共済契約上の権利義務を第2条(共済契約者)に定める要件を満たす者に継承することができるものとします。

#### (共済契約者が複数の場合の取扱い)

第30条 本共済契約について、共済契約者が2名以上である場合は、本会は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の共済契約者を代理するものとします。

2. 第1項の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合は、共済契約者の中の1名に対して行う本会の行為は、他の共済契約者に対しても効力を有するものとします。

3. 共済契約者が2名以上である場合は、各共済契約者は連帯してこの共済契約に適用される本約款に関する義務を負うものとします。

### 第3章 事故の通知および共済金請求

#### (共済金の受取人)

第31条 本共済契約の共済金の受取人は、本会が特に認めた場合を除き被共済者とし、共済金を受取るべき日において被共済者が共済金を受取ることができない場合には、被共済者の法定相続人とします。

2. 第1項に定める共済金受取人が複数ある場合は、同共済金受取人において1名の代表者を選定するものとし、その代表者は他の共済金受取人を代理するものとします。

#### (事故の通知および関係書類の提出)

第32条 共済契約者または被共済者は、共済金の支払事由となる交通事故が生じた場合には、当該事故の生じた日から30日以内に、事故の発生状況等遅滞なく本会に書面により通知しなければなりません。

2. 共済契約者または被共済者が本会の認める正当な理由がなく第1項の規定に違反したとき、またはその通知に関し知っている事実を告げずもしくは不実のことを告げたときは、本会は、それによって本会が被った損害の額を差し引いて共済金を支払うものとします。

#### (共済金の請求)

第33条 共済契約者または被共済者が共済金の支払いを受けようとするときは、【別表2】に掲げる書類のうち本会が求める書類を提出しなければなりません。

2. 本会は、事故の内容等に応じ、共済契約者または被共済者に対して第1項に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または本会が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は本会が求めた書類もしくは証拠

を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

3. 共済契約者または被共済者が、正当な理由なくして第2項の規定に違反した場合又は第1項もしくは第2項に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類または証拠を偽造しもしくは変造した場合は、本会は、それによって被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

#### (共済金の支払)

第34条 本会は、請求完了日(※1)からその日を含めて30日以内に、本会が共済金を支払うために必要な次の各号に掲げる事項の確認を終え、共済金を支払います。

- (1) 共済金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被共済者に該当する事実
- (2) 共済金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、共済金が支払われない事由として本共済契約において定める事由に該当する事実の有無
- (3) 共済金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
- (4) 共済契約の効力の有無の確認に必要な事項として、本共済契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- (5) 第1号から第4号までのほか、損害について被共済者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、本会が支払うべき共済金の額を確定するために確認が必要な事項

2. 第1項の確認をするため、下表の各号に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、第1項の規定にかかわらず、本会は、請求完了日(※1)からその日を含めて次に掲げる日数(※2)を経過する日までに、共済金を支払います。この場合において、本会は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被共済者に対して通ずるものとします。

特別な照会または調査	日数
(1) 第1項第1号から第4号までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による調査または調査結果の照会(※3)	180日
(2) 第1項第1号から第4号までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
(3) 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における第1項第1号から第5号までの事項の確認のための調査	60日
(4) 第1項第1号から第5号までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

認

3. 第1項及び第2項までに掲げる必要な事項の確認に際し、共済契約者または被共済者が正当な理由なくその確を妨げ、またはこれに応じなかった場合(※4)は、これにより確認が遅延した期間については、第1項または第2項までの期間に参入しないものとします。

(※1) 請求完了日とは、被共済者が第33条(共済金の請求)第1項の規定による手続きを完了した日をいいます。

(※2) 複数の事由に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(※3) 警察、検察、消防その他の公の機関による調査または調査結果の照会には、弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(※4) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

#### (想定外の事象発生による共済期間中の共済金の削減払等)

第35条 本会は、共済金の支払事由に該当するにもかかわらず、想定外の事象発生により、本会の収支に著しい影響を及ぼす状況変更が生じたときは、本会の定めるところにより共済期間中に、共済金を削減して支払うことがあるものとします。

2. 本会は、想定外の事象発生により、本会の収支に著しく影響を及ぼす状況変更が生じたときは、本会の定めるところにより共済期間中に、共済掛金の増額または共済金額の減額を行うことがあります。

3. 本会は、第1項および第2項の適用を行う場合は、速やかに共済契約者にその旨を通知します。なお、通知を行う前に生じた事故については、第1項および第2項の規定は適用しません。

#### (時効)

第36条 共済金の支払いを請求する権利は、これらを行行使することができる時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって、消滅します。

#### (準拠法)

第37条 本約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

2. 本約款の施行日以降に日本国の法令が改定された場合には、改定されるまでの法令に準じて本約款に適用するものとみなします。

#### (管轄の合意)

第38条 本共済契約に関する訴訟については、本会の所在地を管轄する高等裁判所の管轄する裁判所のみを第一審の合意管轄裁判所とします。

別表1 共済金額表

補償種類	年額共済掛金
ミニカバくん7万円コース	(一括払い) 9,600円
ミニカバくん10万円コース	(一括払い) 12,600円
ミニカバくん15万円コース	(一括払い) 16,800円

別表2 共済金の請求に必要なもの

①	共済金請求書
②	事故発生状況報告書(本会指定書面)
③	公の機関が発行する交通事故証明書(※1)
④	第6条(共済金を支払う場合)に規定する相手自動車を確認する為に本会が求める書面(※2)
⑤	その他本会が第33条(共済金の請求)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことができない書類または証拠として共済契約締結の際に本会が交付する書面等において定めたもの(※3)

- (※1) 人の死傷を伴う対人事故または被共済自動車と他の自動車との衝突もしくは接触による物の損壊を伴う対物事故の場合に限ります。
- (※2) 被害が生じた被共済自動車および相手自動車を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書または領収書および被害が生じた被共済自動車の写真等をいいます。
- (※3) 画像データを含みます。